

資料編

1 交野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、交野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8に規定する老人福祉計画及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条に規定する介護保険事業計画の策定及び推進について、調査及び審議するほか、必要に応じ、その進捗について意見交換を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 福祉、保健若しくは医療に係る団体から推薦された者又はその代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 介護保険の被保険者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

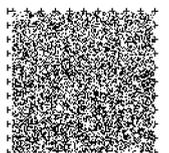
2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、審議会に委員以外の者の出席を認め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。



(庶務)

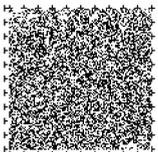
第8条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

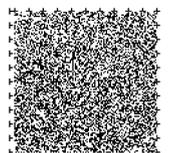
この条例は、平成25年4月1日から施行する。



2 交野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会 委員名簿

敬称略・順不同

団体名等	氏名	備考
(一社)交野市医師会 会長	波戸 良光	会長
(社福)交野市社会福祉協議会 会長	山口 幸三	副会長
(一社)交野市歯科医師会 福祉理事	寺嶋 みづほ	
北河内薬剤師会 会長	羽尻 昌功	
関西福祉科学大学 名誉教授	杉本 敏夫	
大阪府四條畷保健所 所長	中村 顕	
交野市区長会 会長	市岡 伊佐男	
交野市民生委員児童委員協議会 副会長	古賀 よし枝	
交野市星友クラブ連合会 会長	青山 雅宏	
交野市身体障がい者福祉会 会長	堀内 治男	
交野市ボランティアグループ連絡会 会長	菊田 広子	
交野市介護者(家族)の会 会長	勝井 和代	
連合大阪 交野連絡会 事務局長	久保田 良	
交野市工業会 副会長	内山 恵一	
公募委員(介護保険第一号被保険者)	山岸 忠昭	
公募委員(介護保険第二号被保険者)	村瀬 章子	
(社福)もくせい会 ケアハウスきんもくせい施設長	池永 直美	
(社福)豊年福祉会 理事長	西田 孝司	
合計		18名



3 用語集

あ

◆アドバンス・ケア・プランニング（ACP）

患者本人とその家族が、医療者や介護提供者等と一緒に、現在の病気だけでなく、意思決定能力が低下する場合に備えて、あらかじめ、終末期を含めた今後の医療や介護について話し合うことや、意思決定ができなくなったときに備えて、本人に代わって意思決定をする人を決めておくプロセスのこと。

◆いきいき・ふれあいサロン

校区福祉委員会が取り組む、地域の高齢者の方を対象とした仲間づくりや交流を行う集まりのこと。

◆Osaka あんしん住まい推進協議会

行政、公的住宅事業者、民間住宅事業者等の協力により、賃貸住宅全体における住宅確保要配慮者（高齢者、障がい者、低額所得者、外国人、子育て世帯、被災者等）のための居住の安定確保と居住支援方策の充実を図るため、住宅セーフティネット法に規定する居住支援協議会として設立された協議会。

◆大阪府医療計画

大阪府が策定する、大阪府での医療提供体制の確保を図るための計画。

◆大阪府高齢者計画

老人福祉法に基づいた「老人福祉計画」と介護保険法に基づいた「介護保険事業支援計画」を一体のものとして、大阪府が策定した計画。

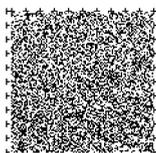
◆大阪府地域医療構想

大阪府が策定する「地域医療構想」のことで、医療や介護に関する他の計画との整合性を図りながら、令和7年(2025年)の医療需要と病床の必要量や、目指すべき医療提供体制を実現するための施策等を定めるもの。

か

◆介護医療院

「日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設。地域包括ケアシステムの5要素(医療、介護、生活支援、予防、住まい)のうち、介護療養型医療施設が持つ「医療」「介護」「生活支援」に加え「住まい」の機能を持った長期療養を目的とした施設。



◆介護休業制度

育児・介護休業法に基づき、労働者が事業主に申し出ることにより、93日を限度として、要介護状態にある家族を介護するために取得することができる休業制度。

◆介護給付適正化計画

介護給付の適正化事業は実施主体が保険者であり、主要五事業(要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知)や地域の実情に応じた介護給付の適正化に資する取り組みを構想し、その取り組み内容と目標について、介護給付適正化計画として市町村介護保険事業計画に盛り込むこととされている。

◆介護給付費通知

被保険者が利用した介護サービスの内容や費用額等を確認していただくために、通知発送希望者に対して発送する通知のこと。介護給付適正化の主要5事業のうちの一つ。

◆介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者等が自立した日常生活を営むために必要な援助に関する専門的な知識及び技術を有し、要介護者等の相談や心身の状況に応じて、適切なサービス(訪問介護、デイサービス等)を受けられるようにケアプランの作成や市町村・サービス事業者等との連絡調整を行う者。

◆介護相談員（介護サービス相談員）派遣事業

市町村に登録された介護相談員(介護サービス相談員)が、介護サービスの提供の場等を訪問し、サービス利用者の話を伺い、相談に応じる等の活動を行うもの。本事業は、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの質的な向上を図ることを目的としている。

◆介護保険保険者努力支援交付金

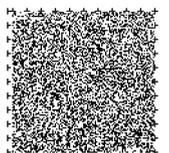
自治体への財政的インセンティブとして、市町村の様々な取り組みの達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村の介護予防、健康づくりに資する取り組みを支援するため、令和2年度(2020年度)に創設された交付金。

◆介護予防ケアマネジメント

要支援者、及び「基本チェックリスト」の記入内容が、総合事業対象者と判断できる者に対して提供されるケアマネジメントサービスのこと。

◆介護予防・高齢者スポーツ講習会

介護予防・日常生活支援総合事業において、65歳以上の高齢者であれば誰でも参加できる一般介護予防事業に位置付けられており、初心者向けのスポーツ講習会を開催することにより、高齢者の生きがいづくりや介護予防に資することを目的としている。これまで、グラウンド・ゴルフ、公式ワナゲ、吹矢、気功等の講習会を実施している。



◆介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

市町村の主体性を重視し、地域支援事業において、マンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者・事業対象者に対して、介護予防や、配食・見守り等の生活支援サービス等を、市町村の判断・創意工夫により、総合的に提供することができる事業。

◆交野市医療介護連携会

地域の医療・介護関係者がグループワーク等を通じて、多職種連携の実際を学ぶことを目的として開催している。医師会、歯科医師会、薬剤師会、地域包括支援センター等の共催で実施している。

◆交野市高齢者にやさしい地域づくり協定

日常的に高齢者と関わりのある宅配事業者等の民間事業者が、通常業務において高齢者の異変に気づいた場合に、交野市高齢介護課や関係機関等に連絡をしてもらうことで、安否確認や見守りが必要な高齢者を早期に発見し、地域での見守りにつなげる協定

◆交野市災害時避難行動要支援者支援プラン

災害発生時の要支援者への支援を円滑かつ迅速に実施するため、要支援者に対する支援の在り方について、国のガイドライン及び大阪府の作成指針を踏まえ、市の基本的な考え方をとりまとめたもの。

◆交野市星友クラブ連合会

老人クラブは高齢者の心身の健康の増進をはかり、老後生活を健全で豊かにすることを目的とした組織であり、交野市では各地域の単位老人クラブを星友クラブと呼んでおり、交野市内の星友クラブによって組織された連合体を交野市星友クラブ連合会という。

◆交野市徘徊高齢者等SOSネットワーク事業

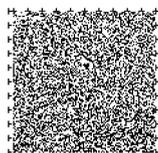
徘徊等のため行方がわからなくなった方を、行政や福祉関係機関や地域の人々の協力を得ながら、できるだけ早く発見できるように関係機関にFAXやメールにて捜索の協力を依頼するシステム。認知症や障がいなど何らかの理由で行方不明になる可能性のある場合、あらかじめ名前や、特徴、写真などの情報を事前登録することで、電話での早い対応が可能となる仕組みとしている。

◆交野市避難行動要支援者支援事業（おりひめ支え愛プロジェクト）

高齢者や障がい者など、避難に関して支援を必要とする避難行動要支援者が、住所氏名等の情報を登録し、それを基に市が避難行動要支援者名簿を作成し、日頃の見守り活動や災害時の支援に役立てるための事業のこと。

◆居住系サービス

介護保険サービスにおいては、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護サービスのことを指す。



◆ケアマネジメント

要介護者等のサービス利用者のニーズを満たすため、保健・医療・福祉等の多様なサービスを適切に結び付ける一連の活動のこと。

◆ケアプラン（居宅サービス計画、介護予防サービス・支援計画）

在宅の要介護者等が、介護保険サービスを適切に利用できるように、心身の状況、生活環境、サービス利用の意向等を勘案して、サービスの種類、内容、時間及び事業者を定めた計画のこと。

◆ケアプランチェック（ケアプラン点検）

ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なケアプランになっているかを、基本となる事項を介護支援専門員とともに検証確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに、「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追求し、その普遍化を図り健全なる給付の実施を支援するために行うもの。

◆元気アップ体操

年齢を重ねても、いつまでもいきいきと活動的な生活を送れるよう、筋力・体力・バランス力などの維持・向上を図り、足腰の強化や転倒の防止に効果がある交野市オリジナルの体操のこと。

◆元気アップ体操教室

元気アップ体操に取り組む地域の通いの場のこと。市内の様々な地域等で開催されており、身近な場所で参加できる。

◆元気アップ体操クラブ

ゆうゆうセンター、青年の家、いきいきランドにおいて、元気アップ体操を定期的に開催している集まりのこと。

◆元気アップメイト

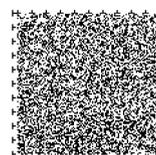
介護予防に関する知識を学び、元気アップ体操教室などで元気アップ体操の声掛けなどを行い、参加者と一緒に楽しみながら身体を動かすサポーターのこと。

◆健康リーダー

健康づくりの基本となる運動や食事について学び、自ら実践したことを自主グループとして、健康に関する情報を地域などで啓発し、広めてもらうボランティアのこと。

◆権利擁護

認知症などのため判断能力が不十分であったり、自分の意思や権利を主張することが困難な人たちの権利主張や自己決定を支援したり、援助者が代弁し権利を擁護する活動のこと。権利擁護に関わる事業として、成年後見制度や日常生活自立支援事業などがある。



◆校区福祉委員会

概ね小学校の校区を一単位として、地域住民が構成メンバーとなり、住民が主体となって地域の福祉活動を行っている団体。現在、交野市内には10の校区福祉委員会がある。校区福祉委員会では、地域の中で起こっている生活上の課題を、地域住民全ての問題として考え、「自分の住みなれたまちで、だれもが安心して暮らせるまちづくり」を目指す小地域ネットワーク活動などに取り組んでいる。

◆高齢者入居施設連絡会

交野市内の特別養護老人ホームなど的高齢者入居施設が参加し、意見交換や情報共有、研修会開催などを目的として実施している連絡会議のこと。

◆コーホート変化率法

各コーホート(同じ年(または同じ期間)に生まれた人々の集団)について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合に用いられる。

さ

◆在宅医療・介護連携

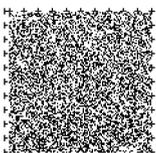
医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を一体的に提供することができるように、都道府県あるいは保健所の支援の下、市区町村が中心となって、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進することをいう。

◆サービス付き高齢者向け住宅

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の改正(平成23年(2011年)10月施行)により、従来の高齢者円滑入居賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅の各制度の代わりに創設された制度。バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する住宅であり、一定の基準を満たした賃貸住宅や有料老人ホームが、サービス付き高齢者向け住宅として都道府県知事の登録を受けることができる。

◆施設サービス

介護保険サービスにおいては、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設サービスのことを指す。



◆市民後見人

認知症、知的障がい、精神障がい等により、判断能力が十分でない方に親族がいない場合、同じ地域に住む住民が公的機関による養成研修を経た後に、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う一般市民のこと。

◆若年性認知症支援コーディネーター

若年性認知症支援コーディネーターは、若年性認知症の人のニーズに合った関係機関やサービス担当者との「調整役」であり、都道府県ごとに、若年性認知症の人やその家族からの相談の窓口を設置し、そこに、若年性認知症の人の自立支援に関わる関係者のネットワークの調整役を担う者として配置され、相談に応じている。

◆住宅型有料老人ホーム

住宅型有料老人ホームは、生活支援のサービスが付いた高齢者向けの施設で、比較的自立した生活ができる高齢者を対象としている。介護が必要となったときは、外部の介護サービス事業者と別途契約をして在宅介護保険サービスを利用できる。地域の通所介護や訪問介護サービスを利用しながら、そのまま老人ホームでの生活を継続できる。

◆就労支援相談員

就労に関する様々な相談に応じ、ハローワークや大阪府などの関係機関と連携して、各種制度の情報提供や就労に結びつく研修会、講座の受講等を紹介する相談員。

◆消費生活センター

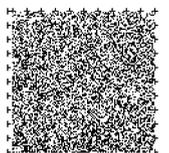
消費生活センターでは、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理にあたっている。交野市消費生活センターはゆうゆうセンター1階にあり、相談は電話、来所のいずれでも受付を行っている。

◆自立応援会議

介護保険法の理念に基づいて、自立支援に向けたケアプラン作成のための課題抽出と課題解決に向けて、ケアマネジャーから提供された総合事業が位置付けられているケアプラン原案に対して各専門職（セラピスト・歯科衛生士・管理栄養士・地域包括支援センター職員）からのアドバイスをを行い、高齢者の自立支援及びケアマネジメントの質の向上に資することを目的とする会議。

◆シルバー人材センター

健康で働く意欲をもつ定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的・短期的な就業またはその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、提供することにより、生きがいの充実及び福祉の増進を図り、活力ある地域づくりに寄与することを目的として設立した法人。



◆生活援助員

掃除・洗濯・買物・調理などの「生活援助」を提供する生活援助型訪問サービスについて、介護福祉士などの専門資格が無くても、一定の研修を受けることで「交野市生活援助員」として生活援助を行うことができる者のこと。

◆生活支援コーディネーター

多様な生活支援ニーズに対応したサービスを地域で整備していくため、地域の社会資源の把握や生活支援サービスの開発・担い手の育成、関係者のネットワークの構築などを行い地域のニーズと地域資源のマッチングなどを担い、交野市では地域包括支援センターに配置されている。

◆成年後見制度

認知症や障がいにより判断能力が不十分であり、財産管理や契約を自ら行うことができない人を保護し、支援する制度。親族等(身寄りがない場合は市町村)の申立により家庭裁判所が判断能力の程度に合わせて後見人等(後見人・補佐人・補助人)を選任する法定後見制度と、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、判断能力があるうちに自らが選んだ代理人と公正証書により身上相談や財産管理についての契約を結んでおく任意後見制度がある。

◆総合相談支援事業

地域包括支援センターのすべての業務の入り口となるのが総合相談であり、地域に住む高齢者に関する様々な相談をすべて受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローするとともに、必要に応じて地域包括支援センターの業務に継続していくことが目的である。地域包括支援センターに相談をするとあらゆるサービスの調整まで可能になるといったワンストップサービス拠点としての機能も果たすことになる。

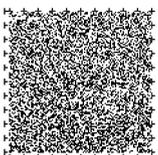
た

◆多職種連携委員会

交野市では平成 25 年 10 月に「交野市多職種連携委員会」を発足し、交野市における多職種連携のシステム化を図り、在宅高齢者を中心に交野市らしい地域包括ケアが提供できることを目的とした医療と介護の連携体制の構築を推進している。

◆団塊ジュニア世代

日本において、昭和 46 年(1971 年)から昭和 49 年(1974 年)に生まれた世代を指す。第2次ベビーブーム世代とも呼ばれる。



◆団塊の世代

第二次世界大戦直後の昭和22年(1947年)から昭和24年(1949年)にかけての第一次ベビーブームで生まれた世代のこと。

◆地域共生社会

「支える側」と「支えられる側」という固定された関係ではなく、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者などを含む地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域社会。

◆地域支援事業

被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するため、市町が主体となって実施する事業。介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業から構成される。

◆地域包括ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法である。具体的には、地域包括支援センターが主催し、次の取り組みを行う。①医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める。②個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化する。③共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげる。

◆地域包括ケアシステム

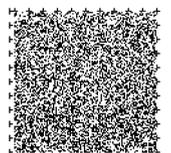
高齢者が住み慣れた家庭や地域で尊厳ある安心した生活を継続することができるよう、地域の保健・医療・福祉関係者や地域住民、ボランティアなど地域全体で高齢者を見守り・支える仕組み。

◆地域包括ケア「見える化」システム

都道府県・市町村における介護保険事業(支援)計画等の策定・実行を総合的に支援するために厚生労働省が運営する情報システム。平成 27 年(2015 年)7月の本格稼働以降、一部の機能を除いて誰でも利用することができるようになり、住民も含めた地域の関係者間で、地域の課題や解決に向けた取り組みを共有することができる。

◆チームオレンジ

認知症サポーターが正しい理解を得たことを契機に自主的に行ってきた活動をさらに一歩前進させ、地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結びつけるための取り組みのこと。認知症サポーターの近隣チームによる認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行う。活動内容は外出支援、見守り・声かけ、話し相手、認知症の人の居宅へ出向く出前支援等が考えられている。



◆日常生活自立支援事業

権利侵害を受けやすい認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者・身体障がい者の方に対して、自立した地域生活を安心して送ることができるように、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、通帳・諸書類・はんこなどの預かりを行い、自立生活を支援するもの。

◆認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）

厚生労働省が関係省庁と共同して平成27年(2015年)1月に策定した認知症施策推進総合戦略。認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すことを基本とし、7つの施策の柱と目標を設定している。

◆認知症施策推進大綱

認知症施策推進関係閣僚会議において、令和元年(2019年)6月に取りまとめられたもの。

認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「認知症バリアフリー」の取り組みを進めていくとともに、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大など「予防」の取り組みを政府一丸となって進めていくもの。5つの目標を設定している。

◆認知症疾患医療センター

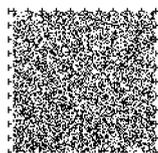
認知症高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して生活ができるための支援の一つとして、都道府県や政令指定都市が指定する病院に設置するもので、認知症疾患における鑑別診断、地域における医療機関等の紹介、問題行動への対応についての相談の受付などを行う専門医療機関。

◆認知症バリアフリー

移動、消費、金融手続き、公共施設など、生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための障壁を減らしていく取り組みのこと。認知症施策推進大綱の目標である5つの柱の中の一つに掲げられている。

◆バリアフリー

もともとは建築用語で障壁となるもの(バリア)を取り除き(フリー)、生活しやすくすることを意味する。最近では、より広い意味で、高齢者や障がい者だけではなく、すべての人にとって日常生活の中に存在する様々な(物理的、制度的、心理的)障壁を除去することの意味合いで用いられる。



◆PDCA（サイクル）

Plan(目標を決め、それを達成するために必要な計画を立案)、Do(立案した計画の実行)、Check(目標に対する進捗を確認し評価・見直し)、Action(評価・見直しした内容に基づき、適切な処置を行う)というサイクルを回しながら改善を行っていくこと。

◆避難行動要支援者

障がい者や高齢者等の、災害時の避難行動が自身だけでは困難で、誰かの支援が必要な人。要介護認定3～5、身体障害者手帳1、2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、65歳以上の一人暮らし高齢者、75歳以上の高齢者世帯などを想定している。

◆訪問型元気アップ大作戦

介護保険被保険者で、65歳以上の体力や生活動作に不安を感じている方を対象として、理学療法士や作業療法士等の専門職が3ヶ月間訪問を行い、一人ひとりに合わせた個別運動プログラムを作成し、利用者が取り組むことで、日常生活で困っている生活動作を改善することを目指す取り組みのこと。

◆保険者機能強化推進交付金

保険者機能の強化に向けて、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する市町村の取り組みや、こうした市町村の取り組みを支援する都道府県の取り組みを推進するために創設された交付金。平成30年度(2018年度)から、国が設定する評価指標等をもとに、市町村及び都道府県に交付されている。

ま

◆街かどデイハウス事業

要介護認定を受けていない概ね65歳以上の在宅の高齢者が、地域における身近な介護予防拠点等で、食事の提供、健康チェック、介護予防につながる体操や取り組み等のサービスを受けることができる事業。

◆見守りネットワーク

小地域を単位として近隣の人や関係機関が、見守り・声かけ活動等を行い、誰もが安心して住み慣れた地域で、暮らせるような地域づくり、まちづくりを進める活動のこと。

や

◆ユニバーサルデザイン

高齢であることや障がいの有無などに関わらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

